

## 議案第65号

### 鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察職員定員条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,170人</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 警部 <u>125人</u></p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>646人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>338人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,160人</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 警部 <u>124人</u></p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>640人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>335人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。